別冊

介護療養型医療施設
短期入所療養介護事業
の手引き

令和４年（２０２２年）５月

熊本市健康福祉局福祉部　介護保険課

介護療養型医療施設の動向について

１　介護療養型医療施設の動向

〇平成３０年度改正

・介護医療院の創設

今後増加が見込まれる慢性期医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として創設する。

・介護療養病床の経過措置期間は、６年間(令和６年３月末まで)延長。

２　介護医療院等への転換に係る支援措置について

（１）医療療養病床を有する医療機関について

ア　介護保険施設等への転換

・実施主体：都道府県（県事業名：療養病床転換助成事業）

・負担割合：国 10/27、県 5/27、保険者 12/27

（国の財源は病床転換助成交付金）

・基準単価：改修 50 万円/床、創設 100 万円/床、改築 120 万円/床

・担当課　熊本県医療政策課

（２）介護療養病床を有する医療機関（介護療養型医療施設）について

ア　介護老人保健施設へ転換する場合

・実施主体：市町村　（地域医療介護総合確保基金を活用）

・負担割合：国 2/3　　県 1/3

・基準単価（１床あたり）　　（単位：万円）

	～21	H22～H23	H24～H25	H26	H27～R1.9	R1.10～現在
改修	50	65	85	93	96	111.5
創設	100	130	170	186	193	224
改築	120	160	210	230	239	277

※基準単価補足

改修・・・躯体工事に及ばない屋内改修で工事を伴うもの。

創設・・・既存の施設を取り壊さずに新たに施設を整備するもの。

改築・・・既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。

イ　介護医療院へ転換する場合

・実施主体：市町村　（地域医療介護総合確保基金を活用）

・負担割合：国 2/3　　県 1/3

・基準単価（１床あたり）　　（単位：万円）

	H30～ R1.9	R1.10～ 現在	
改修	96	111.5	
創設	193	224	
改築	239	277	

ウ　開設準備経費（上記施設へ転換する場合）

・実施主体：市町村　（地域医療介護総合確保基金を活用）

・負担割合：国 2/3　　県 1/3

・基準単価（１床あたり）

２１９千円

3　介護医療院の開設許可申請の相談窓口等

1　事前の協議（相談）や申請に係る手続きの流れ

一般的な流れを示すものです。協議の必要な関係機関とは、できるだけ早めに協議等を行ってください。

（例）介護療養型医療施設から介護医療院への転換

＜相　談　先＞	＜相談等を行う時期・手続きの内容＞
① 市：介護保険課 事前相談	随時・病床転換に係る全体計画（全体像）について相談
②関係市町村 事前相談	随時・関係する市町村※に、全体計画について相談 ※同一の高齢者保健福祉圏域内の市町村
③市：開発指導課 協議（開発許可） 事前相談	・都市計画法関係の手続き
④消防署協議	・消防法関係の手続き
⑤市：建築指導課 協議（建築確認）	・建築基準法関係の手続き
⑥九州厚生局（熊本事務所）協議	・診療報酬（医療保険）関係の手続き
⑦医療政策課協議	・医療療養病床から介護医療院等に転換する場合で、改築、改修等に係る補助金を希望する場合は、その旨申し出てください。 ※既存施設が国・県等の補助金を使って整備している場合は、財産処分の承認申請手続の確認が必要
⑧保健所等協議	・医療法関係の手続き （法人の定款変更、医療施設の変更［療養病床廃止］等）

※ 相当の時間が必要となると想定されますので、順序にこだわらず、早めに協議されることをお勧めします。

医療療養病床からの転換を希望する場合は、「計画概要書」を市：介護保険課へ提出する必要があります。

⑨関係市町村協議

・「入院患者連絡票」を作成し、関係する市町村※と協議
※同一の高齢者保健福祉圏域内の市町村

・介護療養病床から介護医療院等に転換する場合で、改築、改修等に係る補助金を希望する場合は、開設予定地の市町村にその旨を申し出てください。

⑩市：介護保険課
協議（施設）

平面図作成後、施設基準に係る協議を行ってください。
（施設整備を伴うものについては、必ず実施設計発注より前に）

【⑩以降、⑬の申請までを目安に】
・療養病床転換を行うために必要な整備（改修・改築等の準備）を実施
・補助金（⑦・⑨）を申請する場合は、着手時期に注意

⑪市：介護保険課
協議（人員）

人員体制や施設・設備が概ね固まった後に相談。

⑫他法関係
申請・届出等

以上の関係法以外についても申請・届出等が可能となり次第随時

⑬市：介護保険課
※開設許可申請

他法関係の許認可等を受けた後（事業開始の２ヵ月以上前）

【市：介護保険課対応】
・申請書類の受付
・現地調査、ヒアリング
・関係市町村長※への意見照会
※同一の高齢者保健福祉圏域内の市町村及び転換後の施設に入所することが見込まれる入院患者の介護保険の保険者である（となる）市町村
・標準処理期間は、土日･祝日･年末年始の休日を除き４０日
・介護療養型医療施設の指定辞退届提出（辞退日１ヵ月前）
・（予防）短期入所療養介護の廃止届提出（廃止日１ヵ月前）
・医療施設変更［療養病床廃止］日の翌日（以降）

⑭開設許可決定

⑮介護医療院事業
の開始

2　相談窓口

○相談(申請)窓口

上記①⑩⑪⑬について：(市)介護保険課 介護事業指導室　　096-328-2793

上記⑦について　　：(県)医療政策課　企画・医師確保班　　096-333-2204

（※熊本市内の事業所も県の医療政策課が窓口となります。）

上記⑥について　　：　　九州厚生局熊本事務所　　096-284-8001

【療養病床の転換に関する相談窓口】

相談事項	窓口	電話番号
・医療療養病床からの転換助成金	県医療政策課（企画・医師確保班）	096-333-2204
・介護保険施設の開設許可 ・有料老人ホームの届出 ・介護療養病床の転換に係る市町村交付金 ・介護保険施設の設備・人員基準	市介護保険課介護事業指導室	096-328-2793
・診療報酬（医療保険）関係の手続き	九州厚生局熊本事務所	096-284-8001
・サービス付き高齢者向け住宅の登録	市住宅政策課	096-328-2438

平成 24 年度介護報酬改定に関する関係Ｑ＆Ａ（平成 24 年 3 月 16 日）について

〇転換に係る経過措置について

【問 213】 療養病床等から転換した介護老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成１１年厚生省令第４０号。以下「基準省令」という。）附則第１３条から附則第１９条まで）のどこまでが適用範囲なのか。

（答）療養病床等における施設及び設備の基準と介護老人保健施設の施設及び設備の基準が異なることから、療養病床等から介護老人保健施設等への転換に際して建物の駆体工事を行う必要があるため、転換を促進する観点から、当該転換を行う場合に限り、介護老人保健施設等の施設基準等を緩和する経過措置を設けたものである。

介護老人保健施設の療養室の面積に係る経過措置の対象は、

① 転換の際に、療養病床の病室をそのまま介護老人保健施設の療養室とした場合に加え、

② 転換の際に、増築を行い療養室を設置した場合や、

③ 転換の際に、改築を行い療養室を設置した場合も含まれる。

また、機能訓練室、食堂及び廊下幅についても、平成 30 年 3 月 31 日までに転換を行った場合には、療養室と同様の考え方により経過措置を認めるものである。

【問 214】 療養病床等から転換した介護老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置（基準省令附則第１３条から附則第１９条まで）については、介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費が算定できなくなった場合には、適用除外となるのか。

（答）療養病床等から転換した介護老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置は、平成１８年７月１日から平成３０年３月３１日までの間に基準省令附則第１３条から附則第１９条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設について、適用される。

したがって、介護療養型老人保健施設の施設サービス費を算定できなくなる場合であっても、上記の要件を満たしている場合には、引き続き、施設及び設備に関する基準に係る経過措置は適用される。

【問 215】 療養病床等から転換した介護老人保健施設において、個人から法人へと開設者を変更した場合、転換後の介護老人保健施設に係る療養室の面積等の経過措置は、引き続き適用されるのか。

（答）

療養病床等から転換した介護老人保健施設等に係る経過措置は、転換後に開設者が変更となった場合であっても、建物の建替え等の駆体工事を行うまでの間適用される。

○ 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費について

【問 217】 療養病床等から介護療養型老人保健施設への基準省令附則第１３条に基づく転換後に、開設者の死亡により開設者が変わった場合であっても、引き続き介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定することができるのか。
（答）介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費は、療養病床等の開設者が基準省令附則第１３条に基づく転換を行った場合算定できる。ただし、転換後に開設者の死亡等により開設者が変更した場合については、実態として開設者の変更のみが行われるため、引き続き介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定できる。

○ 経過型介護療養型医療施設

【問 221】 平成２４年４月１日以降、経過型介護療養型医療施設へ転換することはできるのか。
（答）平成２４年４月１日以降は経過型介護療養型医療施設に転換することはできない。

○ 介護療養型医療施設の指定

【問 222】 平成 24 年度以降の介護療養型医療施設の新規指定は認められないこととされたが、個人経営の介護療養型医療施設の開設者が死亡した場合はどのように取り扱うのか。
（答）個人経営の介護療養型医療施設が法人化する場合や個人経営の介護療養型医療施設が開設者が死亡した場合などやむを得ず開設者の変更を行う場合は、従前の介護療養型医療施設の運営に変更がない場合に限り、新規指定の取扱いとせず、変更の届出として取り扱うことができる。
　また、その際には、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への早期の転換に資するよう、計画的な転換を促すこととする。
なお、法人の吸収合併の場合等法人形態が変更となる場合は、新規指定の取り扱いとなり、平成２４年度以降は認められない。

平成 24 年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.2）について（平成 24 年 3 月 30 日）

○ 特別養護老人ホームへの転換（※今回の報酬改定以外）

【問 40】 療養病床を有する医療法人が、転換に際して新たに社会福祉法人を立ち上げて特別養護老人ホームに転換する場合、基準省令附則第 13 条に基づく転換に該当するか。
（答）
該当する。

平成 30 年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.2）について（平成 30 年 3 月 28 日）

〇転換に係る経過措置について

【問４】 療養病床等から転換した介護医療院において、個人から法人へと開設者を変更した場合、転換後の介護医療院に係る療養室の面積等の経過措置は引き続き適用されるのか。
（答）
貴見のとおりである。